

**福島県環境創造センター交流棟 10周年記念イベント企画運営業務
公募型プロポーザル公募要領**

1 趣旨

福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」は、放射線やふくしまの現状についての正確な理解を促進することを目的として福島県が設置した学習施設であり、震災、放射線、環境に関する展示や、スタッフとの対話を通じた理解促進の取組を行い、平成 28 年 7 月の開館以来、これまで約 80 万人の来館者を迎えてきた。

震災から 10 年以上が経過し、本県の復興・再生は着実に進展している一方、原子力災害を経験していない子どもたちの増加に伴い、放射線や本県の復興・再生の現状に対する理解不足に起因する風評の発生や、風化が懸念されている。このため、正確な情報をわかりやすく発信し、理解を促進する本施設の果たすべき役割は、一層重要性を増している。

また、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題や、気候変動・カーボンニュートラルへの対応など、本県を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、これらの課題に関する学習機会の提供も求められている。

本業務は、令和 8 年 7 月 21 日に開館 10 周年を迎えるコミュタン福島において、本施設の役割及び魅力を改めて発信することを目的として、10 周年記念イベントを開催するものである。あわせて、本イベントを通じて、ふくしまの現状、放射線及び地球温暖化をはじめとする環境等に関する学習機会を創出し、未来を担う人材の育成を図るものとする。

なお、本業務には、当該イベントの周知・広報に関する業務を含むものとする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念イベント企画運営業務

(2) 業務の仕様等

別紙「福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念イベント企画運営業務企画提案仕様書」（以下「企画提案仕様書」という）のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和 8 年 10 月 30 日まで

(4) 見積限度額（見込み）

12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 本件の契約に係る予算が可決され、4 月 1 日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じます。

3 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 公募要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 平成 31 年度以降、国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）が発注した、同様のイベント企画運営業務を受託した実績を有すること。

(8) 本業務を執行する体制が万全であり、発注者の指示に誠実に対応し、また、期日を遵守して、確実に業務を履行できる能力を有すること。

4 公募要領等の入手方法

本公募要領等については、福島県環境創造センターホームページ（「10 問合せ先等」参照）からダウンロードして入手してください。なお、窓口又は郵送等での配付は行いません。

5 質問等の受付

質問については、次により受け付けます。

(1) 受付期間

令和 8 年 2 月 6 日（金）から 2 月 17 日（火）17 時 00 分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第 1 号）により、電子メール又は FAX により「10 問合せ先等」へ提出してください。

また、電子メールによる質問書の件名は「【質問書】福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念イベント企画運営業務」とし、電子メール又は FAX とも電話にて送付した旨を福島県環境創造センター総務企画部企画課までお知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県環境創造センターホームページ（「10 問合せ先等」参照）に随時公表します。（個別の回答は行いません。）

6 応募申込書等の提出

(1) 提出書類

「福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念イベント企画運営業務に係る公募型プロポーザル応募申込書」（様式第 5 号）（以下「応募申込書」という。）にア及びイの書類（以下「企画提案書等」という。）を添付し提出してください。

ア プロポーザル参加者関係書類

(ア) 法人等概要書（様式第 2 号）

(イ) 業務実施体制書（様式第 3 号）

(ウ) 誓約書（様式第 4 号）

(エ) 類似業務受託実績資料（本業務と類似した業務の契約書及び仕様書の写し）※最大 5 件まで。

（審査の対象となります）

イ 企画提案書（任意様式）

別紙「企画提案仕様書」を参照の上、企画提案書を作成してください。

なお、企画提案書には、本業務を円滑かつ着実に遂行できる提案を具体的に記載するほか、イメージ図を添付するなどし、分かりやすい企画提案書の作成に努めてください。

本業務に当たり必要と見込まれる経費について、可能な限り細分化し、項目に漏れのないよう記載してください。

(2) 提出部数

ア (1) アに関する書類

1 部（正本 1 部）提出してください。

イ (1) イに関する書類

6 部（正本 1 部、副本 5 部）提出してください。

(3) 提出用紙

A4 サイズ（A3 折込可）としてください。

(4) 提出期間

令和 8 年 2 月 6 日（金）から 3 月 4 日（水）17 時 00 分まで（必着）

(5) 提出方法

郵送（書留郵便）又は持参により「10 問合せ先等」に提出してください。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の 8 時 30 分から 17 時 00 分までとします。

7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

なお、失格又は無効の有無については、令和8年3月5日（木）以降、応募者へ書面及び電話により個別に連絡します。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本公募要領に違反すると認められた場合

キ プロポーザル審査会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した場合

ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

（2）複数提案の禁止

本プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

（3）辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

（4）その他

ア 参加者は、本プロポーザル応募申込書の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とし、提出された企画提案書等は、返却しません。なお、提出後の企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

8 プロポーザルの審査に関する事項

（1）審査方法

本プロポーザルによる応募者からの提案を受け、福島県はプロポーザル審査会によりこれを総合的に評価し、業務委託候補者及び次点を選定します。

（2）審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日程

令和8年3月11日（水）※時間は別途通知します。

イ 会場

福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」2階 学習室A

ウ 所要時間（予定）

20分間以内のプレゼンテーションと10分間以内の質疑を実施します。

エ 採点方法

各審査項目を次の5段階で評価し、各審査項目の配点に各評価段階に充てられた係数を乗じて評価点とします。各審査員の各審査項目の評価点の総和を総合評価点とします。

評価段階		係数
5	特に優れている	1
4	優れている	0.8
3	普通	0.6
2	多少不十分である	0.4
1	不十分である	0.2

例) 審査項目「本業務の目的を効果的に達成することができるイベント内容であるか。」(配点40点)の場合

A社 … 評価段階5 → 評価点40点
 B社 … 評価段階2 → 評価点16点
 C社 … 評価段階4 → 評価点32点

オ 審査項目、審査基準及び配点

審査項目	審査基準	配点
(1) コミュタン福島 10周年記念イベント		
ア コミュタン福島の役割及び魅力を再発見できるプログラム	参加者が楽しみなら、コミュタン福島の役割及び魅力について改めて理解を深めることができるプログラムとなっているか。	15
イ ホールプログラム	多くの集客を見込めるプログラムとなっているか。また、参加者の環境保全意識醸成の手法について、効果が見込まれるか。	15
ウ 体験型プログラム	多くの集客が見込め、かつ、放射線、科学、エネルギー、気候変動、環境問題等について学習できるプログラムとなっているか。また、参加者の環境保全意識醸成の手法について、効果が見込まれるか。	15
エ その他プログラム	地元と連携した飲食コーナー、その他イベントの趣旨を達成するための企画について、イベントの魅力向上に寄与するものとなっているか。	5
オ イベント広報	多くの集客が見込める開催周知方法となっているか。また、イベントの事後情報発信について、一般に広く発信できる手法となっているか。	5
(2) その他		
ア 事業実施体制	本業務を円滑に遂行できる十分な運営体制となっているか。	5
イ 実施スケジュール	本業務を無理なく効果的に実施できるスケジュールであるか。	5
ウ 事業経費積算	人件費、謝金、消耗品費、広告料及びその他の経費が提案内容に沿って適切に計上されているか。	5
エ 類似業務受託実績	本業務と類似した業務の十分な受託実績があるか。	5
総配点		75

(3) 通知等

ア 審査の結果は、本プロポーザル審査会参加者全員に通知するとともに、福島県環境創造センターホームページ（「10 間合せ先等」参照）に公開します。

なお、ホームページには参加者全員の総合評価点を掲載します。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができます。

また、その回答は書面が到達した日から起算して2週間以内に行います。

なお、回答の内容は「請求者及び業務委託候補者におけるそれぞれの審査項目毎評価点（審査項目毎に各審査委員の得点を合計したもの）及び総合評価点」となります。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託候補者と発注者が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託候補者が提案した内容を基本としますが、より効果的な業務実施のため、協議において提案内容の精査を行い、提案の内容が一部反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を微取し決定します。なお、契約額は見積限度額を超えないものとします。

ウ その他

- ・業務委託候補者と県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。
- ・企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、発注者は契約の相手方に對し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができるものとします。

9 主なスケジュール

公告	令和8年2月6日 (金)
質問受付期間	2月6日 (金) ~ 2月17日 (火)
質問への回答	2月19日 (木) 予定
応募申込書（企画提案書等）の提出期間	2月6日 (金) ~ 3月4日 (水)
審査会の開催通知	3月6日 (金)
審査会開催	3月11日 (水)
審査結果通知・公表	3月19日 (木)
契約締結	4月1日 (水) 以降

10 問合せ先等

本プロポーザルに係る問合せ先及び関係書類の提出先は次のとおりです。

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号

福島県環境創造センター総務企画部企画課

電話：0247-61-6129 FAX：0247-61-6119 E-mail: kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp

※ 福島県環境創造センターホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>